

ナースサポートサービス委託契約書

患者・家族など委託者（以下、甲という）と受託者一般社団法人プラスケア（以下、乙という。）はナースサポート業務に関し、以下のとおり契約を締結する。

第1条（基本事項）

乙は、病院などでの診察およびその前後の時間を同行し、甲の医療上または疾病に伴う生活の支障や不安などの事項について、専門的知識をもつてのアドバイスや意思決定支援などを行うサービスを提供するものとする（以下、本件サポート業務という。）。

2 本件サポート業務は次のとおりとする。

1. 病院などの診察に同行し、主治医と甲とのコミュニケーションを支援する業務
2. 甲の治療方針への意思決定を支援する業務
3. 甲に対し精神的不安などをケアする業務
4. 甲の家族・関係者間で診療情報を共有するための支援を行う業務
5. 前各号に付帯する業務

3 本件サポート業務は、患者本人の診療情報に関する件について家族・関係者間で情報共有を行う際は、患者本人の同意を得て行う。

4 本件サポート業務について、甲は乙に対し、メール、電話などの通信機器による事前相談を行うことができる。

第2条（報酬）

甲は乙に対して、本件サポート業務の報酬として、1回の同行につき1時間当たり4000円を支払うものとし、同行前日までに見積もりに基づいた額を乙指定の銀行口座へ振り込むまたは直接支払いを行うものとする。

2 時間超過などによって追加料金が発生した場合は、差額について後日、乙指定の銀行口座へ振り込むまたは直接支払いを行うものとする。

3 前2項の支払に係る振込手数料については甲負担とする。

4 乙の一般会員として登録されている者については、1時間当たりの報酬を3500円とする。

5 本契約の業務時間は、乙が甲と面会し、別れるまでの時間を指し、乙が、甲の指定する病院などへ移動するまでの時間については、事前の取り決めがない限りは業務時間として算定しない。

第3条（利益）

本契約にいう利益とは、売上高から人件費や諸費用などの売上原価を引いた金額とするものとする。

第4条（実費）

乙が甲に対し本件サポート業務を遂行するために要した交通費は、実費としてこれを支払うものとする。

第5条（機密保持）

本契約の契約期間中であると契約終了であるとを問わず、甲及び乙は、本件サポート業務の遂行上知りえたお互いの技術上・営業上の一切の情報並びに関連資料、関連知識、成果物につき、公知のものを除き秘密を保持し、第三者に開示また

は漏洩し、もしくは第三者のために使用し、または本契約の目的以外のために自己使用してはならない。

2 乙は、本件サポート業務の遂行にあたり、必要な部分を乙の従業員に対して開示することができる。ただし、この場合においても、乙は、乙の従業員が知りえた秘密を漏洩し、または複製物を作成することがないよう適切な監督及び措置を取らなければならない。

第6条（契約期間）

本契約は同行予定日の1回限りを有効とする。ただし甲が乙に対し、再度別の日の同行を希望する場合には、甲から乙に対し口頭または書面（電子通信媒体を含む）で依頼し、乙がこれを受諾した場合には契約を継続することができる。

第7条（契約解除）

甲または乙が、次の各号のいずれかに該当する事実のあったときは、その相手方へ書面を通知することによって、本契約は即日解除することができる。

1. 本契約の各条項に違反し、相当の期間を定めて、書面により是正を催告されたにも関わらず、違反が是正されなかったとき
2. 甲が乙に対し報酬の支払いを行わなかったとき
3. 乙が、正当な事由なくして、本件サポート業務をしなかったとき
4. 乙が提供する本件サポート業務に係るサービスの著作権の帰属や侵害について、第三者からの異議の申立て、告訴、訴訟の提起等がなされたとき
5. 甲または乙が公序良俗に反する、もしくは犯罪行為に結び付く行為があったとき
6. 甲または乙が法令に違反する行為があったとき
7. 甲または乙の名誉、信用を失墜させ、もしくは重大な損害を与え、またはそのおそれがあるとき
8. その他本契約に違反したとき

第8条（不可抗力）

1 本契約書上の義務を、次の各号に定める不可抗力に起因して遅滞もしくは不履行となったときは、甲乙双方本契約の違反とせず、その責を負わないものとする。

1. 自然災害
2. 戦争及び内乱
3. 革命及び国家の分裂
4. 暴動
5. 火災及び爆発
6. 洪水
7. ストライキ及び労働争議
8. 政府機関による法改正
9. その他前各号に準ずる非常事態

2 前項の事態が発生したときは、被害に遭った当事者は、相手方に直ちに不可抗力の発生の旨を伝え、予想される継続期間を通知しなければならない。

3 不可抗力が90日以上継続した場合は、甲及び乙は、相手方に対する書面による通知によって、本契約を解除するこ

とができる。ただし、復旧不可能だと甲及び乙が判断する場合には、本契約を直ちに解除することができる。

第9条（権利の帰属）

乙が遂行した本件サポート業務に基づき発生した成果物またはノウハウ（以下、本件成果物という）の所有権、二次的使用料請求権、著作隣接権は乙に帰属する。ただし、甲が乙の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。

第10条（二次使用）

甲が本件成果物を本契約の使用目的以外に二次使用をしようとする場合、甲は乙に使用の承諾を得るものとし、また、乙は甲の申入れに対して、合理的な事由なくこれを拒否してはならない。

2 甲が本件成果物の二次使用をする場合、その使用料に関しては、甲と乙の協議により、これを取り決めるものとする。

3 甲が本件成果物を本契約の目的とした商品の宣伝や販売促進の目的に使用する場合においてのみ、甲は乙の承諾なく本件成果物を使用できるものとする。

第11条（免責）

乙の故意または過失に依らない事由により、本件サポート業務中に甲に健康上の問題が生じたとしても、乙はその責任を一切負わないものとする。

2. 本件サポート業務中は一切の医療行為を行わない。

3. 本件サポート業務中に偶発的に発生した、甲の健康上の問題については病院などの医療関係者と協力し、速やかな対応に務める。

第12条（合意管轄）

本契約につき甲及び乙に疑義が発生した場合、互いに誠実に話し合い、解決に向けて努力しなければならないものとする。

2 本契約につき裁判上の争いとなったときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲及び乙は合意する。

以上、本契約の成立を証するため、本書二通を作成するものとし、甲乙それぞれ署名または記名捺印し、各一通を保有する。

年 月 日

甲（住 所）
（氏 名）

乙（住 所）〒211-0025 川崎市中原区木月 1-32-3 内田マンション 2F
（名 称）一般社団法人プラスケア
（氏 名）